

麻しん及び風しんに関する特定感染症予防指針の改正について

○改正の経緯と概要

- ・ 麻しんに関する特定感染症予防指針(平成19年厚生労働省告示第442号。以下「麻しん指針」という。)及び風しんに関する特定感染症予防指針(平成26年厚生労働省告示第122号。以下「風しん指針」という。)は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第11条第1項及び予防接種法(昭和23年法律第68号)第4条第1項に基づき、麻しん及び風しんの発生予防及びまん延の防止等を目的に作成された。
- ・ 麻しん指針及び風しん指針においては、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくこととしている。
- ・ 第23回感染症部会及び第19回予防接種基本方針部会において、麻しん・風しんに関する小委員会(以下「小委員会」という。)において議論を行い麻しん指針及び風しん指針の改正を行うことが了承された。
- ・ 平成30年2月9日(第2回)、5月11日(第3回)、6月8日(第4回)に開催された小委員会において、麻しん指針及び風しん指針の改正について議論され、改正案が了承された。

○指針改正案の主なポイント

1. 定期予防接種率の向上に向けた対策の強化

麻しん指針及び風しん指針において、国と都道府県が、各市町村に対して、第1期・第2期それぞれの接種率が95%以上となるように働きかけること、及び、都道府県に設置されている麻しん・風しん対策会議が提言を行うことについての趣旨の記載を追加。

2. 児童福祉施設、医療機関等における対策の強化

麻しん指針及び風しん指針において、0歳児や予防接種の不可能な者に接する機会の多い者に対し、特に強く予防接種を推奨する趣旨の記載を追加。

3. 輸入症例への対策の強化

麻しん指針及び風しん指針において、海外からの渡航者と接する機会の多い職業(空港の従業員等)に対する予防接種を推奨するとともに、海外に渡航する者等のうち、罹患歴又は予防接種歴が明らかでない者に対し、予防接種を推奨する趣旨の記載を追加。

4. 風しん抗体検査から予防接種への結び付け

風しん指針において、抗体検査の結果、陰性又は判定保留の結果が出た場合に、確実に予防接種に結び付けることが重要である趣旨の記載を追加。

5. 広域感染発生時の対応の強化

麻しん指針及び風しん指針において、国が自治体間での情報共有や連携体制の方針を示し、技術的援助等の役割を積極的に果たすこと、及び、各都道府県等において相互の連携体制をあらかじめ構築しておくことが重要であることについての趣旨の記載を追記。

6. その他、必要な事項

麻しん指針及び風しん指針において、時点の修正や文言の調整等を実施。

○検討事項

上記、麻しん指針及び風しん指針の改正案について、ご審議頂きたい。